

令和4年度の国民健康保険税についてお知らせします

能登町では、石川県が示す事業納付金の納付のため、平成30年度に保険税率の改正と保険税の算定方式のうち資産割の廃止を行っています。以降3年間運営し令和3年度に「均等割」「平等割」の見直しを行ったところですが、令和4年度からは「賦課限度額」を次のとおりといたします。

また、国の法改正により未就学児にかかる均等割額の軽減を行います。

今後とも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

医療分 → 国民健康保険事業に充てる基礎賦課額

支援分 → 後期高齢者医療制度の支援に充てる後期高齢者支援金等賦課額

介護分 → 介護保険事業に充てる介護納付金賦課額（40歳～64歳まで）

所得割 → 世帯の国保加入者の前年の所得に応じて課税されます

均等割 → 加入者一人当たりの金額で、加入者数に応じて課税されます

平等割 → 加入者のいる全世帯に課税されます

令和4年度から

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.00% 前年度との比較（据え置き）	28,000 （据え置き）	20,000 （据え置き）	650,000 （20,000増）
支援金分	2.40% （据え置き）	10,000 （据え置き）	7,000 （据え置き）	200,000 （10,000増）
介護分	2.00% （据え置き）	11,000 （据え置き）	6,000 （据え置き）	170,000 （据え置き）

令和4年度国民健康保険税より子ども（未就学児）に係る均等割額が軽減されます

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和4年度から未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までにある方）にかかる均等割額（1人あたりの金額）の5割が減額となります。

子育て世代への経済的負担の軽減の観点から、広く未就学児がいる世帯に対して、一律に未就学児の均等割額の減額を行いますので、被保険者の皆さんに申請していただく必要はありません。

また、低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1を減額します。

参考：未就学児1人あたりの均等割額（年額）

低所得者軽減	均等割額	減額適用後
軽減なし	28,000円	14,000円
2割軽減	22,400円	11,200円
5割軽減	14,000円	7,000円
7割軽減	8,400円	4,200円

●低所得者に対する軽減措置の基準額

（所得が基準額以下の世帯は、それぞれの割合で均等割と平等割が軽減されています）

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者等の数-1)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

国民健康保険加入の皆様へ

納税通知書の確認をお願いします！

令和4年度の能登町国民健康保険税の納税通知書を送付しました。これは令和4年6月24日までの届出により作成したものです。納税通知書に世帯の加入状況が記載されていますので、必ずご確認ください。

- 就職して、職場から健康保険証をもらっているのに、国保に加入したままになっている人はいませんか？
 - 職場を退職し、健康保険証を返納したのにまだ国保の加入手続きをしていない人はいませんか？
- 保険の切替は、役場の窓口で手続きが必要です。

★令和3年度以前の国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

現在お持ちの保険証は、令和4年7月31日が期限となっていますが、更新時に前年度以前に未納の税金があると通常の新しい保険証をお渡しできなくなります。また、高額療養費等の申請に一部制限がかかります。

病院にかかったときの自己負担以外の医療費(7割分、または8割分や高額療養費)は、皆さんが納められている国民健康保険税から給付されています。期限内の納付に努めましょう。

特定健診はもう受診されましたか？

能登町では、生活習慣病の予防に重点を置いた「特定健診」を実施し、医療費の抑制に取り組んでいます。
※受診率の上昇、医療費の抑制は、国民健康保険税率の引き上げの回避にもつながります。

1年に1回、「特定健診」を受けましょう！！

★指定医療機関で受診 11月30日(水)まで

★集団健診で受診	10月12日(水)内浦総合支所	8:30~10:30受付
(必ず電話予約してください)	10月15日(土)内浦総合支所	8:30~10:30受付
	10月23日(日)柳田公民館	8:30~10:30受付
	11月 5日(土)能登町役場	8:30~10:30受付
	11月13日(日)能登町役場	8:30~10:30受付

9月1日(木)より
予約できます

10月3日(月)より
予約できます

※集団健診では各種がん検診も同時に受けることができます。

詳しくは広報能登5月号と同時配布された健診の日程表をご覧ください。

お問い合わせ:能登町健康福祉課 TEL 62-8512 / 62-8514

